

令和3年3月17日

関係各位

鹿沼市長 佐藤 信
(公印省略)

建設工事関連業務委託の「令和3年度設計業務委託等技術者単価」等の運用に係る特例措置について（通知）

日頃より、市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

栃木県において、「令和3年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新技術者単価等」という。）が決定され、令和3年3月より適用されることから、3月以降に旧技術者単価等で契約した業務委託について新技術者単価等に変更契約できる特例措置を設けたところです。

本市においても、技術者の適切な賃金水準の確保の観点から、栃木県に準じ、下記のとおり特例措置を定めましたので、お知らせいたします。

記

1 措置の内容

新技術者単価等の決定に伴い、2に定める業務委託の受注者は、鹿沼市業務委託契約書第50条の定めに基づき、旧技術者単価等に基づく契約を新技術者単価等に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 対象業務委託

旧技術者単価等を適用して予定価格を積算した測量、調査及び建設コンサルタント等の業務委託のうち、令和2年3月10日以降に契約を行う業務委託。

3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の業務委託料} = P(\text{新}) \times k$$

上記算定式において、P（新）及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

- P（新）： 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
- k： 当初契約の落札率